

第2次 大阪狭山市地域福祉計画

[概要版]



地域福祉計画とは、すべての市民が住みなれた地域で安心して暮らすことができるよう、地域の福祉課題を適切に把握し、市民、各関係機関・団体、事業者、行政などが担う役割を明らかにして市民と行政などの協働による地域福祉社会の実現をめざすための計画です。

平成 22 年（2010 年）3 月

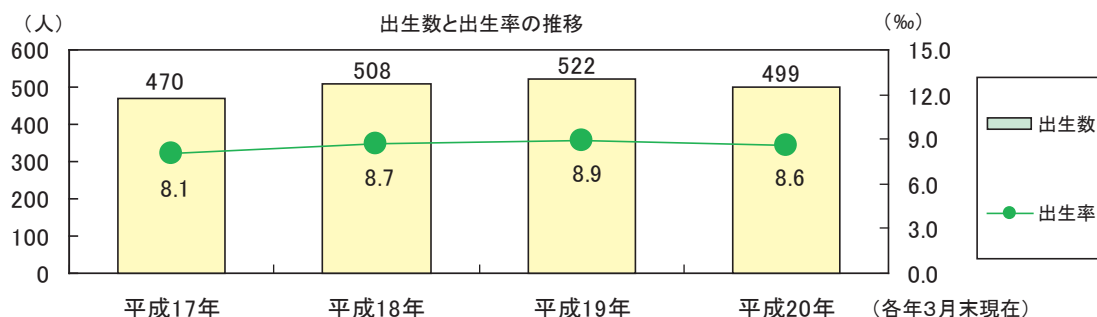
計画策定の背景

少子高齢化や核家族化、地域の中で引きこもりがちな家庭の増加、経済的な不況による企業の経費削減や若年層の雇用悪化などが進み、これまでのような家族内の助けあいや企業による支えが期待できなくなっています。

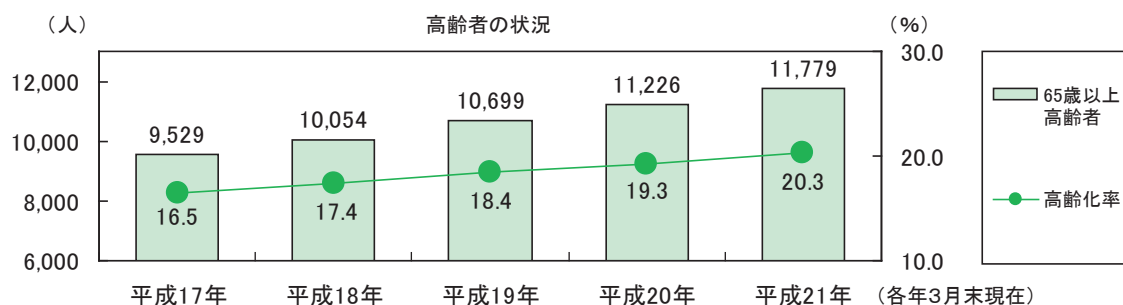
このように、これまで生活の支えとなってきたさまざまな支えあい機能の低下により、高齢者の孤独死や老々介護、虐待、災害時の要援護者の支援など、地域福祉にかかる深刻で多岐にわたる課題が出てきています。

このような新たな課題に対応するために「第2次大阪狭山市地域福祉計画」を策定しました。

大阪狭山市を取り巻く状況



本市の出生数の推移をみると、平成17年から平成19年にかけて増加し、平成19年には522人となっていましたが、平成20年には減少に転じ499人となっています。また、出生率（人口1,000人あたりの出生数）をみると、8.1‰から8.9‰の間を推移しています。



本市の高齢者数は平成21年に11,779人となり年々増加しています。また、総人口に占める65歳以上人口の割合（高齢化率）は、20.3%となり平成17年の16.5%よりも約4ポイント上昇し、高齢化が進んでいます。

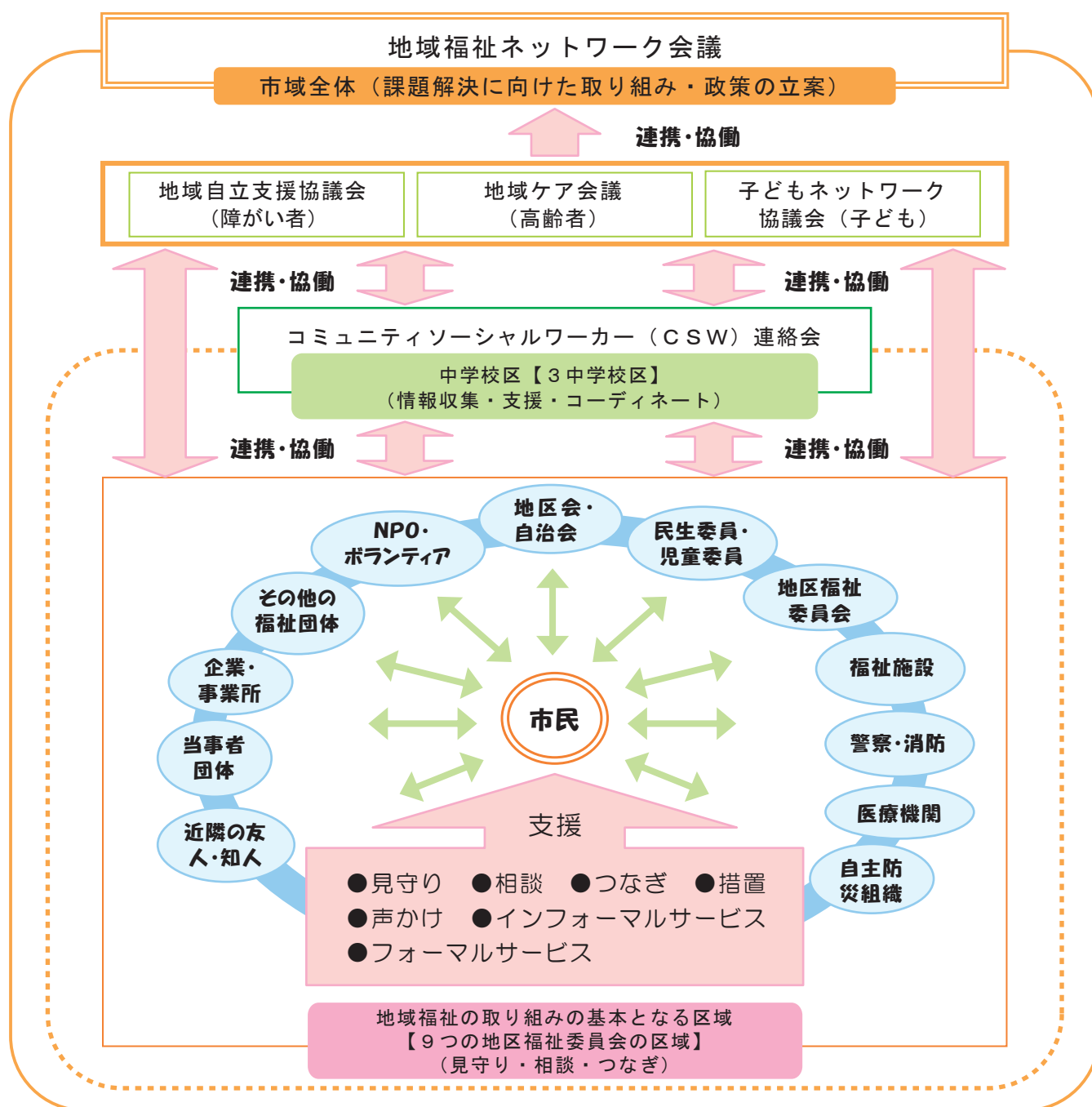
計画の期間

本計画の計画期間は、平成22年度から平成26年度までの5か年とします。

地域福祉計画とは

これまでの福祉は、高齢者福祉や障がい者福祉、児童福祉などに代表されるように、それぞれの対象者に主眼を置き、必要な福祉サービスを提供することを目的としていました。一方、「地域福祉」は自分たちが住む「地域」に主眼を置いたものであり、子どもから高齢者まで、障がいのある人もない人も、すべての市民が地域において生き生きとした生活が送れるよう、市民や社会福祉を目的とする事業者、地域福祉に関する活動を行う人・団体が相互に協力する仕組みをつくっていくことです。

個人が人として尊厳を持って、家庭や地域の中で、その人らしい自立した生活を送ることができるよう、近年、地域福祉の必要性が高まっています。



計画の体系

基本目標と施策の基本方向を体系化すると、次のとおりです。



計画の重点的取り組み

（１）災害時要援護者の支援

地域社会の弱体化が進む中、大規模地震など自然災害にどのように対処するかは住民の最大の関心事となっています。地域社会における安心、安全の確立が住民の地域での暮らしの大前提であり、喫緊の課題です。今後、災害が発生した時に迅速に対応できるよう、要援護者対策に努めます。

（２）民生委員・児童委員の活動しやすい環境づくり

都市化の進展により地域の連帯感が希薄化し、これまでのような地域の活力を期待することが難しくなっている中で、「ご近所」の人間関係が形成されず、地域の求心力の低下がうかがえます。そのため、地域社会で支えあう関係を強化するための中心となる、民生委員・児童委員が活動しやすい環境を整備します。

（３）小地域ネットワーク活動の充実

支援を必要とする人などが地域の中で孤立することなく、安心して生活できるよう地域住民による支えあい・助けあい活動を展開するとともに、地域における福祉の啓発と住みよい福祉のまちづくりを進めるため、小地域ネットワーク活動の充実を図ります。

施策の展開

基本目標１ 地域みんなで支えあう、ふれあい豊かなまちづくり ～市民主体の地域福祉の推進～

生活に密着した福祉課題に対して、市民が主体となって「自助」と「共助」が身近な地域で行われるよう、市民の地域への積極的な参加を促進する仕組みづくりを推進します。

（１）市民が主体の福祉活動の推進

- ◆見守り訪問活動、食事サービス、サロン活動の充実
- ◆地区会などへの住民加入を促進するための広報・啓発の強化

（２）緊急・災害時の助けあい機能の確立

- ◆地域住民に対する防災意識の啓発の促進
- ◆自主防災組織の育成及び自主防災活動の支援



(3) ボランティア、NPOなどの活動の促進

- ◆ボランティアに関する情報提供、相談の充実
- ◆市民活動に関する学習講座、研修会などの開催

(4) 市民が主体の活動への支援

- ◆地域防犯ステーションをはじめとする自主防犯活動、自主防災活動、コミュニティ活動などへの補助
- ◆民生委員・児童委員、地区福祉委員会の役割や活動内容の周知



基本目標2 誰もが安心して福祉サービスを利用できるまちづくり ～市民・事業者・行政が協働で行う福祉の質の向上～

利用者が満足できる福祉サービスの提供をめざすとともに、支援の必要な人を発見する仕組みづくりを推進します。

(1) 相談体制の整備と充実

- ◆各中学校区担当のコミュニティソーシャルワーカーによる相談
- ◆地域福祉ネットワーク会議を中心とした要援護者の見守り、相談、支援の総合調整による地域福祉セーフティネットの構築

(2) 福祉サービスの情報提供の充実

- ◆広報誌、リーフレット、ホームページを活用した情報提供
- ◆保健、福祉、医療サービスの内容や利用方法などの情報を提供する冊子の発行
- ◆手話通訳者の配置や派遣

(3) 福祉サービス提供・連携体制

- ◆コミュニティソーシャルワーカー配置によるネットワークを活用したサービス調整機能の充実

(4) 福祉サービスの質の確保と向上

- ◆福祉サービス事業者への第三者評価と自己評価の実施の働きかけの強化

(5) 福祉サービス利用者の保護

- ◆市の担当窓口や大阪府国民健康保険団体連合会などの苦情解決の窓口や仕組みの周知・啓発

基本目標3 みんなの人権が尊重・擁護されるまちづくり

～市民・事業者・行政が協働で行う人権擁護の推進～

人権についての学習や啓発活動を通して、人権意識の高揚をめざすとともに、情報提供を含め、関係機関と連携した相談窓口の整備を推進します。

（１）人権教育・啓発の推進

- ◆地域住民や地域福祉の担い手を対象とした広報誌や研修による要援護者の個人情報保護の徹底

（２）福祉教育の推進

- ◆児童・生徒の車いす体験や高齢者施設への訪問交流など福祉体験活動の推進・啓発活動の充実

（３）人権侵害の救済

- ◆人権擁護委員による相談、人権いろいろ相談、女性のための相談、無料法律相談などの充実

基本目標4 誰にとってもやさしいまちづくり

～市民・事業者・行政が協働で行う地域福祉環境・体制の整備～

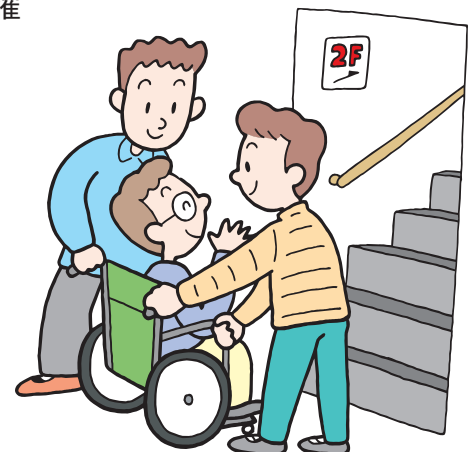
市民公益活動団体など幅広いサービス提供主体の地域の福祉サービスへの参入を促進するとともに誰もが安心して快適に生活できるよう、バリアフリー化やユニバーサルデザインの導入による生活環境の整備を進めます。

（１）地域に密着した福祉サービスの開発

- ◆市民公益活動に関する情報提供・設立や運営などに関する相談
- ◆市民公益活動に関する学習講座・研修会などの開催

（２）快適で利用しやすい生活環境の整備

- ◆公共施設におけるバリアフリー化とユニバーサルデザインの配慮を加えた整備の推進
- ◆地域力を活用した手作りによる車いすマップの作成・配布



地域福祉を推進するために

「地域福祉の担い手」とは、

地域で暮らす、「すべての人たち」、またはその「組織」です。

現在、地域福祉の担い手として活動している人たちの動向は以下のようになっています。近年多くの人たちが、互いに助けあい「ふれあい豊かな福祉のまち」をめざし地域福祉の活動に参加しています。

	平成 17 年	第 1 次計画期間	平成 21 年
民生委員・児童委員	83 人	→	84 人
地区福祉委員会委員	396 人		429 人
市民活動支援センター ボランティア	28 人		68 人
社会福祉協議会ボランティアセンター ボランティア	450 人		453 人
育児ボランティア	30 人		78 人
自治会など加入世帯数	15,413 世帯		15,091 世帯
自主防災組織結成区域内の 世帯数	1,690 世帯		13,561 世帯
NPO 法人	14 法人		18 法人

**みなさんの周りで「困っている人」に
ちょっと声をかけてみてください。
そこから、支えあい・助けあい活動が
はじまります。**



編集・発行

大阪狭山市保健福祉部 福祉グループ

〒589-8501

大阪府大阪狭山市狭山一丁目2384番地の1

電 話 072-366-0011（代表）

F A X 072-366-9696

Email fukushi@city.osakasayama.osaka.jp